もの　0.0000

AR_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AR_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

算式Ⅱ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{1{,}380\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第42条第1項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和53年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和53年度から昭和57年度まで及び昭和59年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年度の６月１日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

α　符号Bの額を第17条第3項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に100,000を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第3の11(2)のAに定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該財政力係数の段

もの　0.0000

AR_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

AR_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0153

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0334

算式Ⅱ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{1{,}380\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第42条第1項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和53年度から令和３年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和53年度から昭和57年度まで及び昭和59年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年度の６月１日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

α　符号Bの額を第17条第3項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に100,000を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第3の11(2)のAに定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該財政力係数の段